

ケーブルテレビの現状

令和 7 年 1 0 月 版
総務省
情報流通行政局
放送業務課

目 次

I ケーブルテレビの現状	1
1-1 ケーブルテレビの普及状況(自主放送のみ)	2
1-2 ケーブルテレビの普及状況(加入世帯数の総数)	3
1-3 ケーブルテレビの普及状況(都道府県別)	4
1-4 ケーブルテレビの普及状況(事業者数、設備数)	5
2 ケーブルテレビ事業者のサービス提供状況	6
3 ケーブルテレビの伝送路の現状	7
4 「地上デジタル放送のみの再放送サービス」の導入状況	8
5 ケーブルテレビ事業者の経営状況	9
6 災害時における放送協定の締結状況	10
II 参考資料	11
1 ケーブルテレビの変遷	12
2 4K・8Kの概要	13
3 小規模施設特定有線一般放送に関する事務・権限の都道府県への移譲	15
4 有料放送分野の消費者保護ルールの概要	16
5 放送法制における主な規律の全体像	17
6 義務再放送制度の概要	18
7 ケーブルテレビの品質に関する技術基準	19
8 ケーブルテレビの制度に関する改正状況	20

○「ケーブルテレビ」とは、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第2条第5号に規定する「有線テレビジョン放送」（テレビジョン放送による有線一般放送）をいう。

※「有線一般放送」とは「有線電気通信設備を用いて行われる一般放送」（同規則第2条第4号）。

I ケーブルテレビの現状

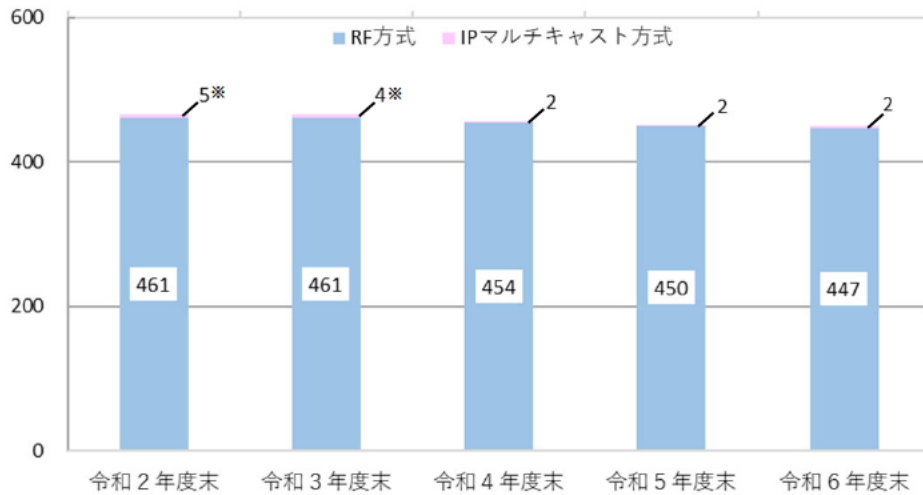
1-1. ケーブルテレビの普及状況(自主放送のみ)

2

- 令和6年度末において、有線電気通信設備（501端子以上）を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者は、449事業者、設備数としては639設備となっており、サービスを受ける加入世帯数は、約3,188万世帯、世帯普及率は約52.0%となっている。

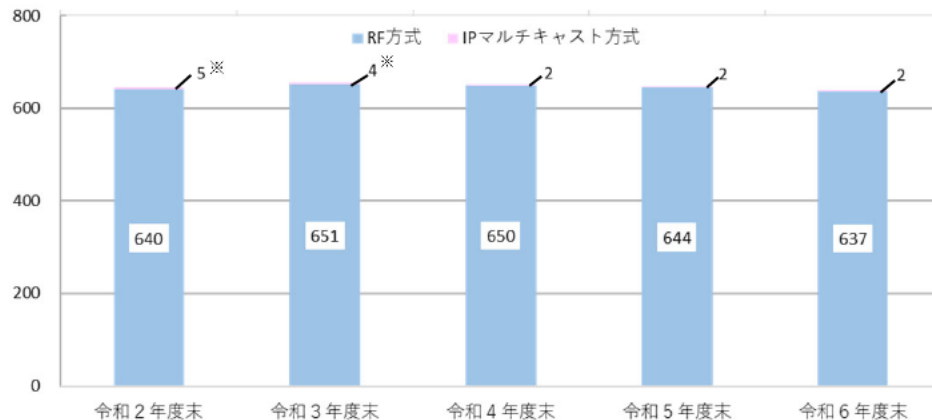
(1)有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者数の推移

(事業者数)



(2)登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備数の推移

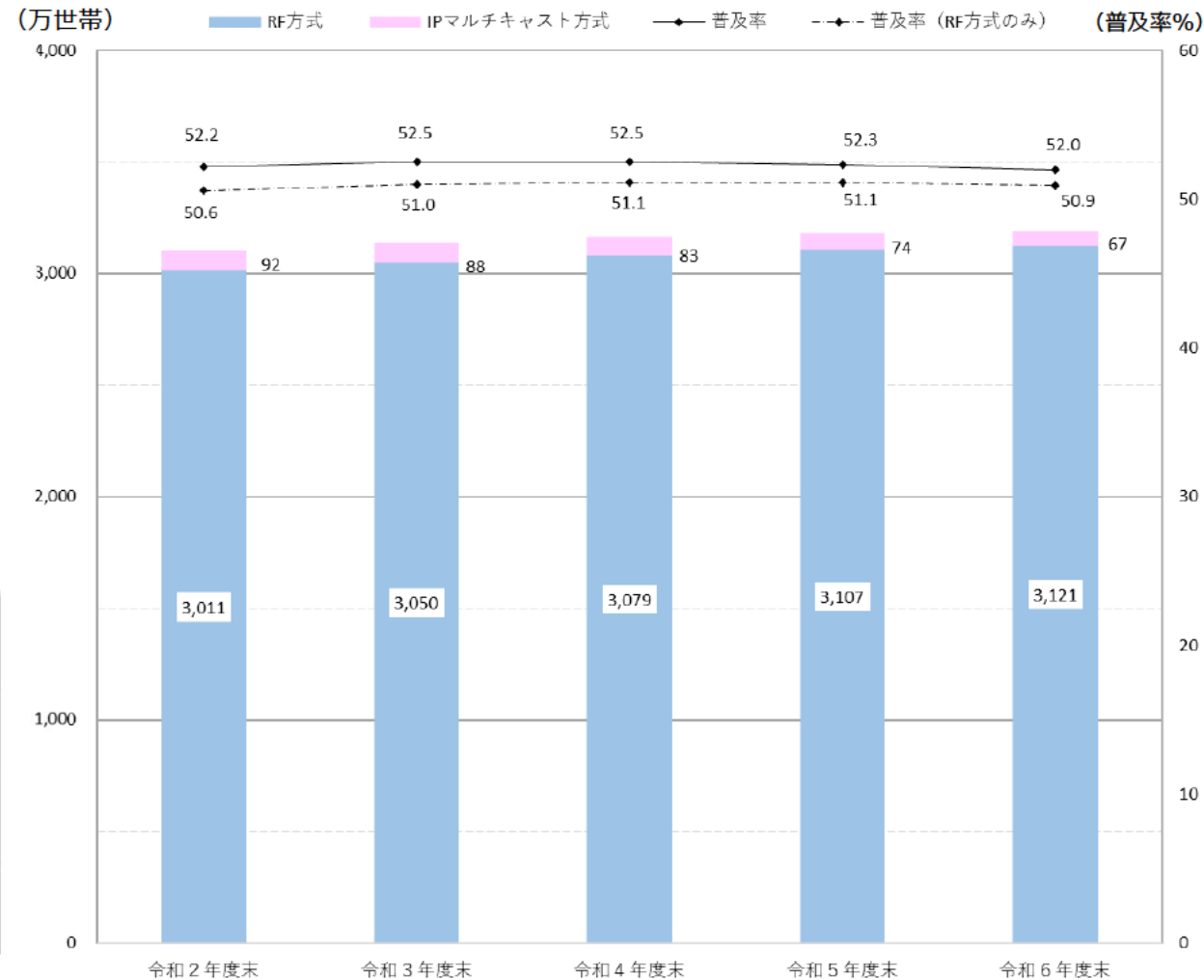
(設備数)



※ 令和2年度末までは2設備、令和3年度末までは1設備について両方式で放送を行っているため、両方式にそれぞれ計上している。

(3)登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数、普及率の推移

(万世帯)



※ 最新の普及率は、令和7年1月1日現在の住民基本台帳世帯数から算出。
 ※ 「加入世帯数」は、登録に係る有線電気通信設備の総接続世帯数を指す。

1 - 2. ケーブルテレビの普及状況(加入世帯数の総数)

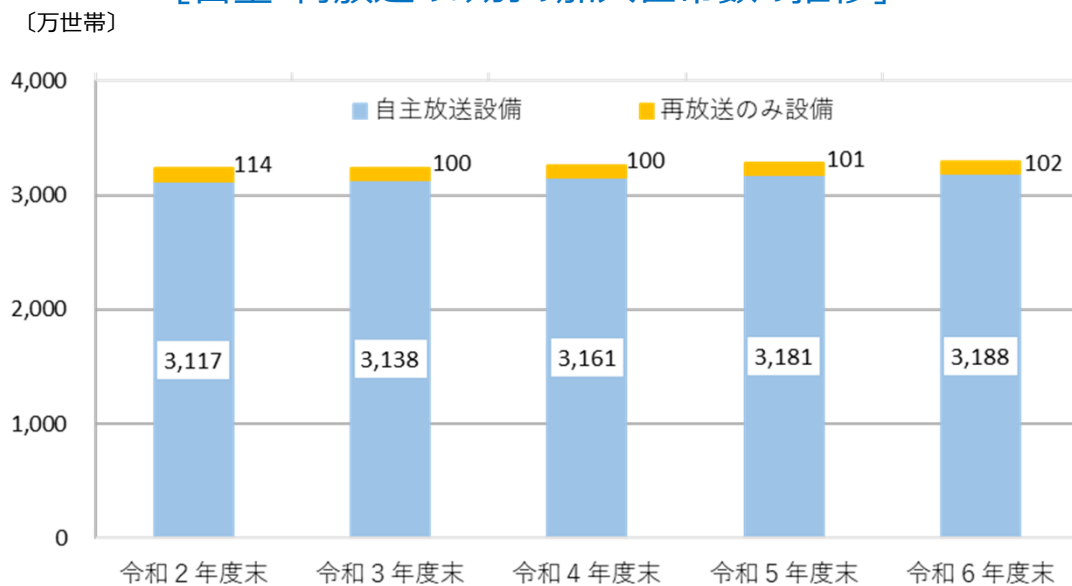
3

(4)ケーブルテレビの加入世帯数
(登録に係る有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数)

➤ 令和6年度末の加入世帯数は約3,290万世帯、対前年度比0.2%増。

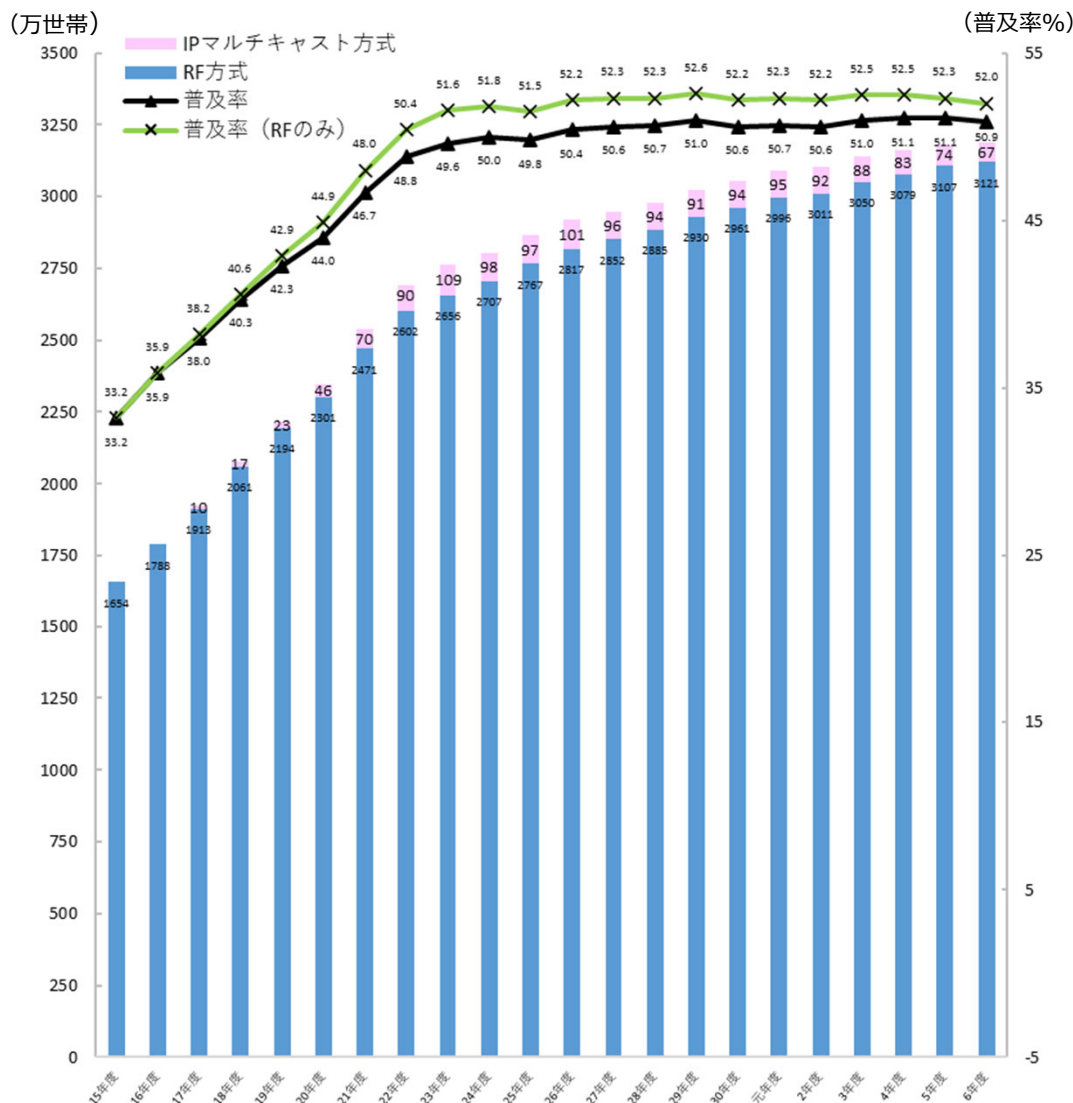
区 分	令和5年度末	令和6年度末	増減	増減率
登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備(A)	31,813,929	31,877,322	63,393	0.2%
登録に係る再放送のみを行うための有線電気通信設備(B)	1,011,421	1,022,167	10,746	1.1%
合 計	32,825,350	32,899,489	59,000	0.2%

[自主・再放送のみ別の加入世帯数の推移]



(5)ケーブルテレビの加入世帯数・普及率の推移(令和6年度末)

➤ ケーブルテレビ加入世帯数は約3,188万世帯、普及率は約52.0%に達している。



※ 最新の普及率は、令和7年1月1日現在の住民基本台帳世帯数から算出。

※ 平成22年度までは自主放送を行う旧有線テレビジョン放送法の許可施設
(旧電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で当該施設と同等の放送方式のものを含む。)

平成23年度以降は登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備の加入世帯数、普及率の推移。

1-3. ケーブルテレビの普及状況(都道府県別)

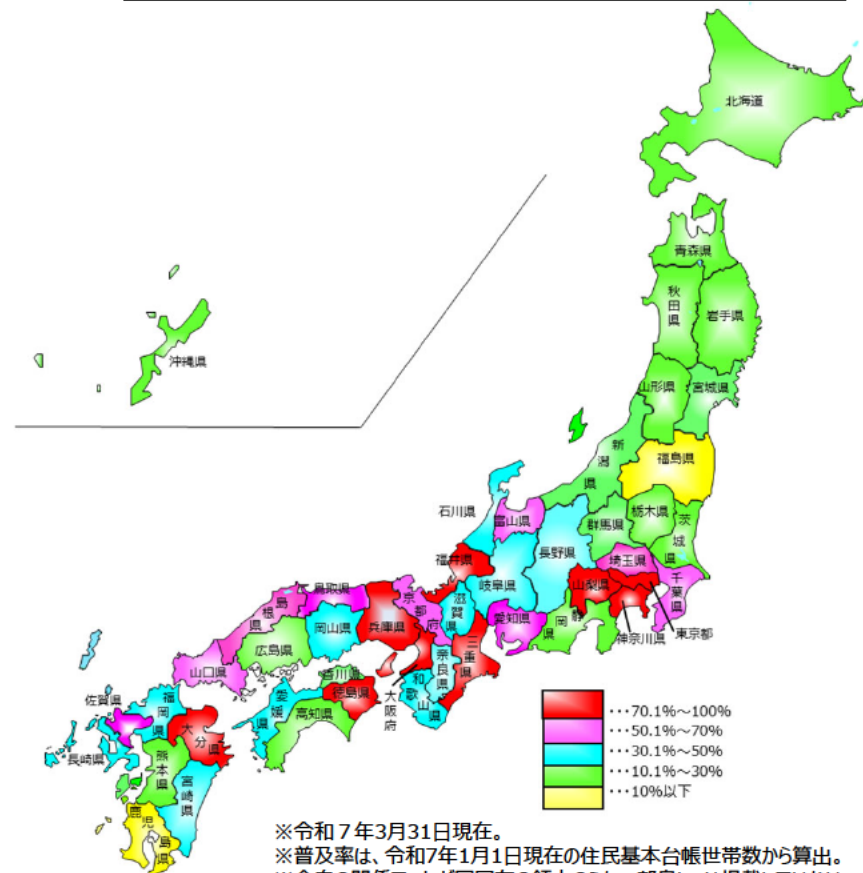
4

(6)ケーブルテレビの普及状況 (都道府県別)

	登録に係る有線電気通信設備 自主放送あり			自主放送なし			計		
	設備数	加入者数	普及率	設備数	加入者数	普及率	設備数	加入世帯数	普及率
北海道	12	736,655	26.2%	20	27,597	1.0%	32	764,252	27.2%
青森県	8	93,492	15.8%	2	2,046	0.3%	10	95,538	16.1%
岩手県	15	90,919	17.0%	3	5,096	1.0%	18	96,015	17.9%
宮城県	8	274,580	26.1%	4	4,645	0.4%	12	279,225	26.5%
秋田県	3	73,331	17.3%	1	917	0.2%	4	74,248	17.5%
山形県	4	69,979	16.6%	3	1,118	0.3%	7	71,097	16.8%
福島県	6	26,420	3.3%	17	14,379	1.8%	23	40,799	5.1%
茨城県	6	286,019	21.5%	5	8,886	0.7%	11	294,905	22.2%
栃木県	13	207,307	23.7%	6	9,460	1.1%	19	216,767	24.8%
群馬県	9	117,691	13.2%	2	1,098	0.1%	11	118,789	13.3%
埼玉県	20	1,966,936	55.3%	13	19,574	0.6%	33	1,986,510	55.9%
千葉県	18	1,741,601	56.1%	11	16,521	0.5%	29	1,758,122	56.7%
東京都	35	5,793,564	75.4%	25	23,633	0.3%	60	5,817,197	75.7%
神奈川県	20	3,353,428	72.8%	12	14,427	0.3%	32	3,367,855	73.1%
新潟県	10	219,770	23.9%	7	9,198	1.0%	17	228,968	24.9%
富山県	13	295,833	67.8%	1	3,568	0.8%	14	299,401	68.7%
石川県	12	195,488	39.0%	2	5,457	1.1%	14	200,945	40.1%
福井県	10	222,123	72.4%	1	3,110	1.0%	11	225,233	73.5%
山梨県	16	294,085	78.0%	5	5,174	1.4%	21	299,259	79.4%
長野県	42	406,276	45.0%	7	37,273	4.1%	49	443,549	49.1%
岐阜県	12	364,657	42.4%	6	74,056	8.6%	18	438,713	51.0%
静岡県	21	479,621	29.0%	6	100,050	6.0%	27	579,671	35.0%
愛知県	16	1,908,206	54.5%	15	309,621	8.8%	31	2,217,827	63.4%
三重県	10	580,601	70.7%	0	59,333	7.2%	10	639,934	77.9%
滋賀県	7	241,709	38.8%	0	0	0.0%	7	241,709	38.8%
京都府	15	640,212	50.7%	7	6,666	0.5%	22	646,878	51.2%
大阪府	18	3,923,338	85.9%	54	172,181	3.8%	72	4,095,519	89.7%
兵庫県	26	1,978,059	75.2%	18	41,107	1.6%	44	2,019,166	76.8%
奈良県	6	303,854	49.5%	0	0	0.0%	6	303,854	49.5%
和歌山県	6	174,546	39.4%	2	2,184	0.5%	8	176,730	39.9%
鳥取県	7	148,195	61.4%	0	0	0.0%	7	148,195	61.4%
島根県	14	162,404	55.3%	1	908	0.3%	15	163,312	55.6%
岡山県	16	286,782	32.8%	3	2,831	0.3%	19	289,613	33.1%
広島県	10	399,098	29.7%	2	620	0.0%	12	399,718	29.7%
山口県	15	425,503	64.7%	1	1,643	0.2%	16	427,146	64.9%
徳島県	21	315,581	93.1%	2	3,362	1.0%	23	318,943	94.1%
香川県	6	126,123	27.9%	1	450	0.1%	7	126,573	28.0%
愛媛県	12	237,918	36.2%	1	1,310	0.2%	13	239,228	36.4%
高知県	7	88,248	25.4%	7	6,391	1.8%	14	94,639	27.3%
福岡県	11	1,182,777	46.0%	9	7,525	0.3%	20	1,190,302	46.3%
佐賀県	18	186,043	53.3%	1	1,392	0.4%	19	187,435	53.7%
長崎県	19	222,374	35.0%	2	1,264	0.2%	21	223,638	35.2%
熊本県	12	242,180	29.6%	6	4,488	0.5%	18	246,668	30.2%
大分県	29	387,905	70.4%	3	4,058	0.7%	32	391,963	71.2%
宮崎県	10	221,622	41.5%	3	3,604	0.7%	13	225,226	42.2%
鹿児島県	12	58,670	7.2%	4	3,823	0.5%	16	62,493	7.7%
沖縄県	3	126,044	17.7%	1	123	0.0%	4	126,167	17.7%
合計	639	31,877,767	52.0%	302	1,022,167	1.7%	941	32,899,934	53.7%

※令和6年度末現在。※普及率は、令和7年1月1日現在の住民基本台帳世帯数から算出。

(7)都道府県におけるケーブルテレビ
(自主放送を行うものの普及率)



都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率
北海道	26.2%	埼玉県	55.3%	岐阜県	42.4%	鳥取県	61.4%	佐賀県	53.3%
青森県	15.8%	千葉県	56.1%	静岡県	29.0%	島根県	55.3%	長崎県	35.0%
岩手県	17.0%	東京都	75.4%	愛知県	54.5%	岡山県	32.8%	熊本県	29.6%
宮城県	26.1%	神奈川県	72.8%	三重県	70.7%	広島県	29.7%	大分県	70.4%
秋田県	17.3%	新潟県	23.9%	滋賀県	38.8%	山口県	64.7%	宮崎県	41.5%
山形県	16.6%	富山県	67.8%	京都府	50.7%	徳島県	93.1%	鹿児島県	7.2%
福島県	3.3%	石川県	39.0%	大阪府	85.9%	香川県	27.9%	沖縄県	17.7%
茨城県	21.5%	福井県	72.4%	兵庫県	75.2%	愛媛県	36.2%	全国	52.0%
栃木県	23.7%	山梨県	78.0%	奈良県	49.5%	高知県	25.4%		
群馬県	13.2%	長野県	45.0%	和歌山県	39.4%	福岡県	46.0%		

1-4. ケーブルテレビの普及状況（事業者数、設備数）

5

(8)ケーブルテレビの事業者数及び設備数

①事業者数

- 有線電気通信設備を用いて放送を行う登録一般放送事業者は624事業者、対前年度比0.5%減。

区 分	令和5年度末	令和6年度末	増減	増減率
登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備を用いる事業者	452	449	-3	-0.7%
登録に係る再放送のみを行うための有線電気通信設備を用いる事業者	175	175	0	0.0%
合 計	627	624	-3	-0.5%

②設備数

- 登録に係る有線電気通信設備は941設備、対前年度比0.7%減。

区 分	令和5年度末	令和6年度末	増減	増減率
登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備	646	639	-7	-1.1%
登録に係る再放送のみを行うための有線電気通信設備	302	302	0	0.0%
合 計	948	941	-7	-0.7%

参考

ケーブルテレビ
(令和6年度末)

自主放送を行うための有線電気通信設備794設備
(551事業者)

再放送のみを行うための有線電気通信設備
42,421設備
(32,741事業者)

登録に係る有線電気通信設備 **639設備**
(**449事業者**、約3,188万世帯)

届出に係る有線電気通信設備 155設備
(102事業者)

登録に係る有線電気通信設備 **302設備**
(**175事業者**、約102万世帯)

届出（小規模設備を除く。）に係る有線電気通信設備 6,650設備
(3,514事業者)

届出（小規模設備に限る。）に係る有線電気通信設備 35,469設備
(29,052事業者)

※設備の分類が曖昧なものについては計上していない。
※「小規模設備」とは50端子以下のものを指す。

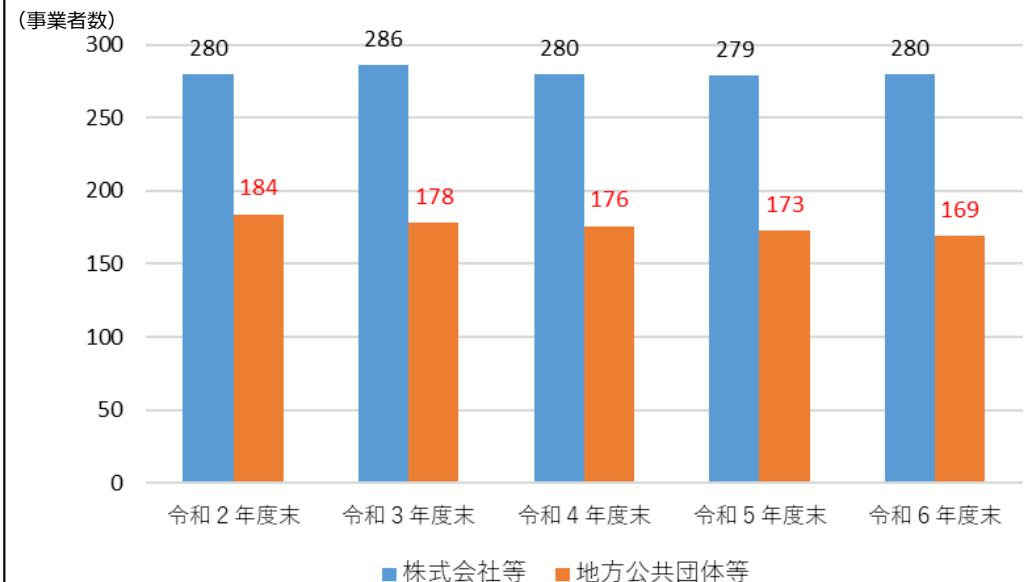
(9)ケーブルテレビの運用主体別事業者数等 (登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備)

- 株式会社等の事業者は280者、地方公共団体等の事業者は169者。

(令和6年度末現在)

運営主体	事業者数	設備数	加入世帯数
株 式 会 社 等	280 79 17.6%	459 159 24.9%	31,188,709 12,258,396 38.5%
第3セクター	62.4% 201 44.8%	300 71.8% 46.9%	18,930,313 97.8% 59.4%
地 方 公 共 団 体 等	146 32.5%	157 24.6%	554,545 1.7%
公益法人	1 0.2%	1 0.2%	62,400 0.2%
その他	22 4.9%	22 3.4%	72,113 0.2%
合 計	449 100%	639 100%	31,877,767 100%

- 地方公共団体等の数は年々減少傾向。



2. ケーブルテレビ事業者のサービス提供状況

有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者449事業者を対象として提供しているサービスの状況について任意調査を行ったもの。
449事業者中、有効回答数432者（639設備中、有効回答数614設備。）

（１）放送分野

➤ 令和6年度末現在、自主放送（コミュニティチャンネル）の加入世帯数は約3,132万世帯。

区 分	令和5年度	令和6年度
コミュニティチャンネル(2K)	3,033万世帯	3,132万世帯
自主制作4K番組	83万世帯	59万世帯

➤ 令和6年度末現在、satonoka 4K（旧ケーブル4K）視聴可能STB台数は317万台。

区 分	令和5年度	令和6年度
satonoka 4K（旧ケーブル4K）（※1,2）	252万台	317万台

➤ STB（セットトップボックス）の設置台数は約1,022万台。

	令和5年度	令和6年度
STBの設置台数（合計）	1,117万台	1,022万台
内 訳	放送を受信するためのチューナー機能のみを有するもの	169万台
	双方向性の通信機能を有するもの(※3)	607万台
	4K放送(ケーブル4Kや自主制作4K等)に対応しているもの	15万台
	4K8K衛星放送(※4)に対応するもの	326万台

※1 日本全国のケーブルテレビ局が制作した4K番組を放送。

※2 satonoka視聴可能STB台数は、日本デジタル配信株式会社からの調査結果をもとに算出。

※3 集計の都合上、双方向性の通信機能を有するSTBについて、4K放送に対応しているものも一部含まれている。

※4 BS及び東経110度CSにより放送される4K・8K放送。

（２）通信分野

➤ 各サービス単体の提供事業者数は、ブロードバンド約7割、固定電話サービス約5割、MVNOサービス約3割、BWAサービス約2割、VODサービス約1割。

サービス内容	提供事業者数	契約数
ブロードバンドサービス(※5)	297者	1,111万契約
固定電話サービス（IP電話含む）	221者	837万契約
MVNOサービス	122者	251万契約
地域BWAサービス	101者	5万契約
VODサービス	53者	506万契約

※5「ブロードバンドサービス」

ケーブルテレビ回線を使ったインターネットサービスのうち、自社回線を利用するもの。

（３）その他サービス

➤ 令和6年度末現在、電力の小売りサービス(取次、代理及び媒介を含む)を実施している事業者は91者であり、約2割の事業者で実施されている。

電力の小売りサービス	91者
ガスの小売りサービス	30者
スマートホームサービスの提供(※6)	37者

※6「スマートホームサービス」

インターネットを介して様々なデバイス（ドア・窓センサー、IPカメラ、電子錠、照明器具、暖房器具等）をスマートフォンやタブレット端末等でコントロール及びモニタリングを可能とするサービス。

3. ケーブルテレビの伝送路の現状

7

(1) 伝送路の現状

- 登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備（639設備）における地域別FTTH導入状況。

(令和6年度末現在)

地域	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合 計
FTTHを導入している設備数	8	35	77	35	29	50	56	57	45	83	3	478
うちBS-IFパススルー実施設備数	6	18	32	26	11	46	44	31	37	17	1	269

- 有線電気通信設備を用いて自主放送（有線一般放送）を行う登録一般放送事業者の伝送路の現状。

(令和6年度末現在)

FTTH方式により放送を行っている事業者	359
FTTH方式のみ	170
FTTH方式及びHFC方式	175
FTTH方式、HFC方式及び同軸方式	10
FTTH方式及び同軸方式	4
上記以外でHFC方式により放送を行っている事業者	75
HFC方式のみ	67
HFC方式及び同軸方式	8
同軸方式のみにより放送を行っている事業者	15
合 計	449

※ FTTH…… Fiber To The Home の略。各家庭まで光ファイバーケーブルを敷設する方式。

※ HFC…… Hybrid Fiber-Coaxial の略。CATV局から光ファイバで配線し、途中から同軸ケーブルで各家庭まで線を引き込む方式。

(2) 幹線光化率

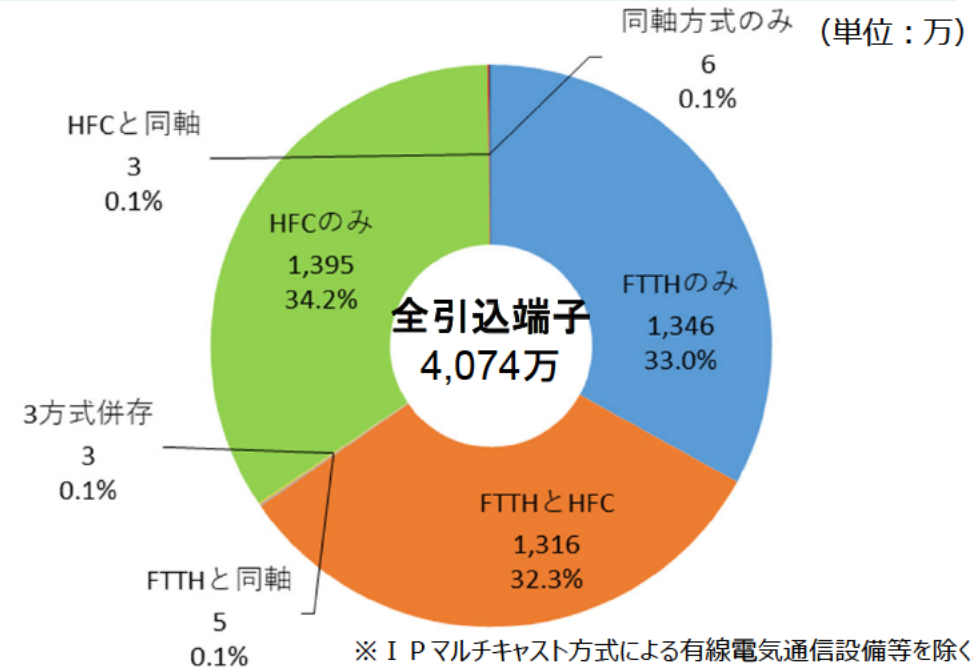
- 登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備の幹線光化率。

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
幹線光化率	76.8%	79.4%	80.3%	81.3%	82.2%
幹線路(km)	493,558	549,398	553,417	552,579	546,360
光ファイバ(km)	319,299	436,029	444,535	449,366	448,924

※ I P マルチキャスト方式による有線電気通信設備等を除く。

(3) 引込端子数の現状

- 登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備の引込端子数はFTTH方式（他の方式との併存を含む）が65.5%、HFC方式（同軸方式との併存を含む）が34.3%、同軸方式のみが0.1%(令和6年度末現在)。



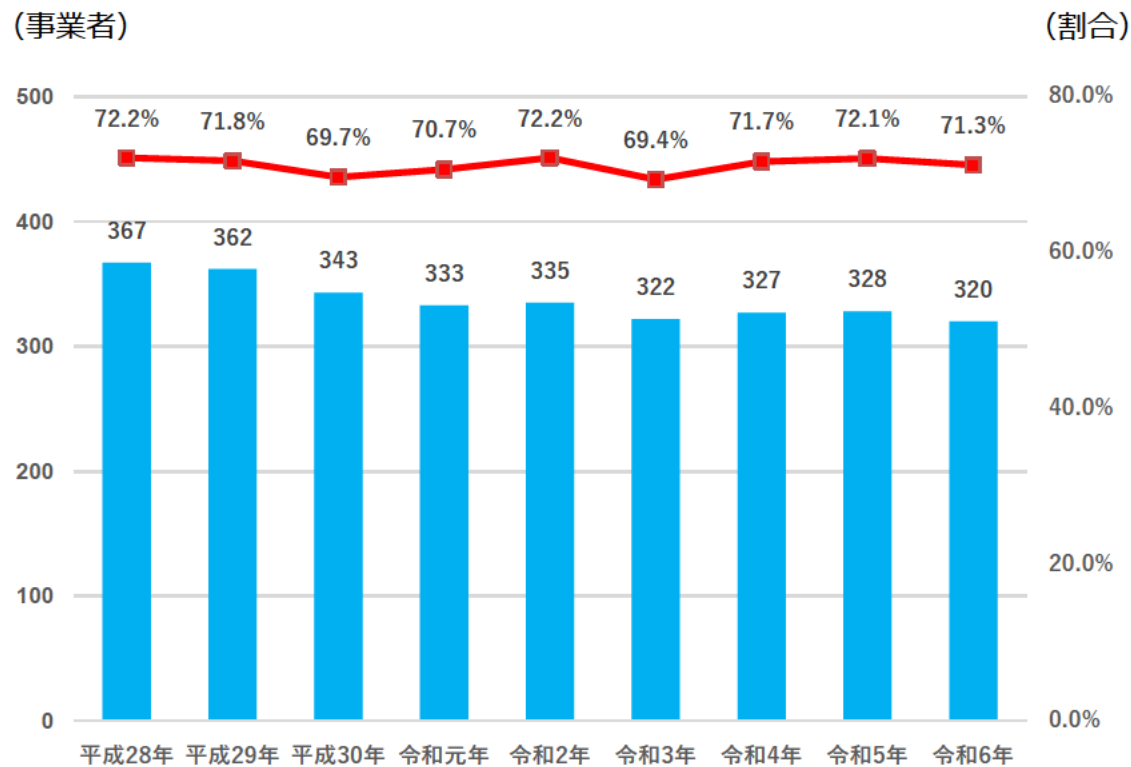
4. 「地上デジタル放送のみの再放送サービス」の導入状況

8

(1) 導入状況

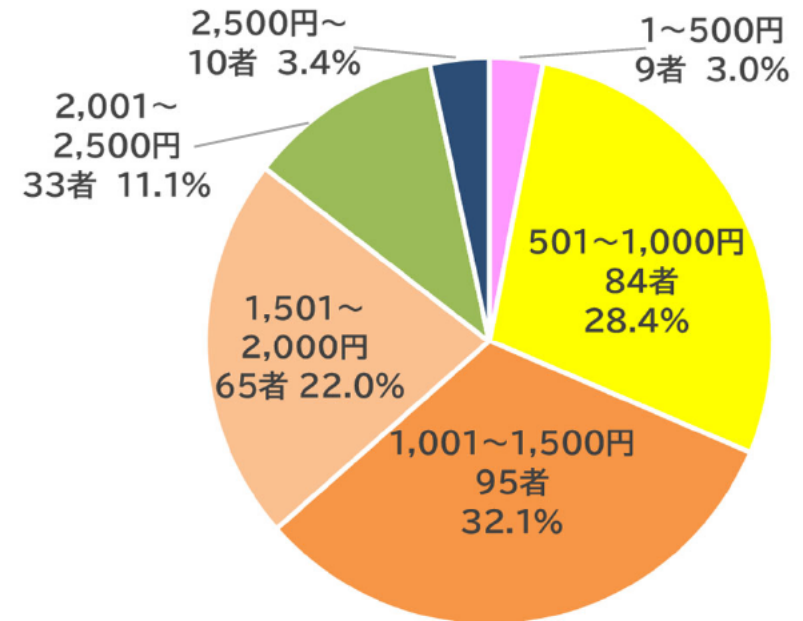
- ▶ 令和6年度末現在、「地上デジタル放送のみの再放送サービス」を提供している事業者は320者（71.3%）。

「地上デジタル放送のみの再放送サービス」導入事業者数



※ 有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者を対象として調査を行ったもの。
(一部の地域のみサービスを提供している事業者を含む。)

(2) 提供料金の内訳



※ S T Bのレンタル料金を含まない月額料金（税込み）。

※ 複数の料金体系を持つ事業者及び無回答の事業者がいるため、導入事業者数の合計とは一致しない。

5. ケーブルテレビ事業者の経営状況（令和6年度末）

9

（１）経営状況調査対象事業者数の推移

➤ 有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者（営利法人に限る。）のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者272社を対象としている。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
対象事業者数	274	275	274	273	272

（２）有線テレビジョン放送事業者の経営状況

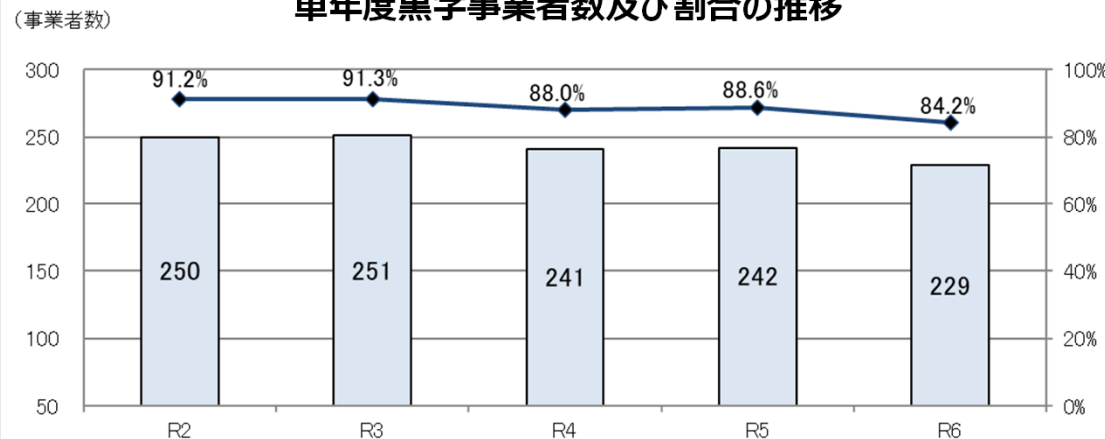
➤ 有線テレビジョン放送事業者の経営状況は、昨年度に引き続き黒字となった。272社中229社（84.2%）が単年度黒字を計上。

（単位：億円）

	事業者数	営業収益 （前年度比増減率）	営業費用 （前年度比増減率）	営業損益 （前年度比増減率）	経常損益 （前年度比増減率）	当期損益 （前年度比増減率）
全事業の総額	272	15,199	13,254	1,945	1,977	1,334
		(-9.5%)	(-10.9%)	(+1.3%)	(+2.7%)	(+1.3%)
うちケーブルテレビ事業		4,740	4,349	391		
		(-1.2%)	(-1.5%)	(+2.6%)		

※ この資料は、令和6年度末までに開局した有線テレビジョン放送事業者（同時再放送のみを行う届出一般放送事業者を除く。）の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの。
※ 「全事業の総額」とは、ケーブルテレビ以外の事業も含めた、企業全体の収支である。

単年度黒字事業者数及び割合の推移



（３）ケーブルテレビ事業の収支状況

➤ ケーブルテレビ事業の営業収益は、4,740億円となり、対前年度比98.8%となった。また、営業利益は、391億円で対前年度比102.6%となり、増加となった。

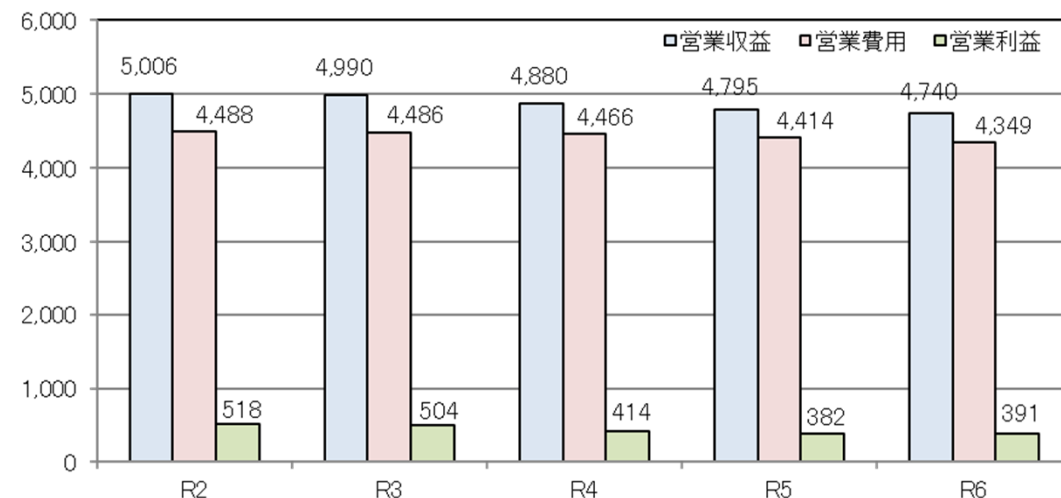
（単位：億円）

事業者数	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度		令和 5年度		令和 6年度	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
	274		275		274		273		272	
営業収益	5,006	100.0%	4,990	99.7%	4,880	97.8%	4,795	98.3%	4,740	98.8%
営業費用	4,488	98.5%	4,486	100.0%	4,466	99.6%	4,414	98.8%	4,349	98.5%
営業利益	518	114.7%	504	97.3%	414	82.1%	382	92.2%	391	102.6%

ケーブルテレビ事業の収支状況の推移

□営業収益 □営業費用 □営業利益

（単位：億円）

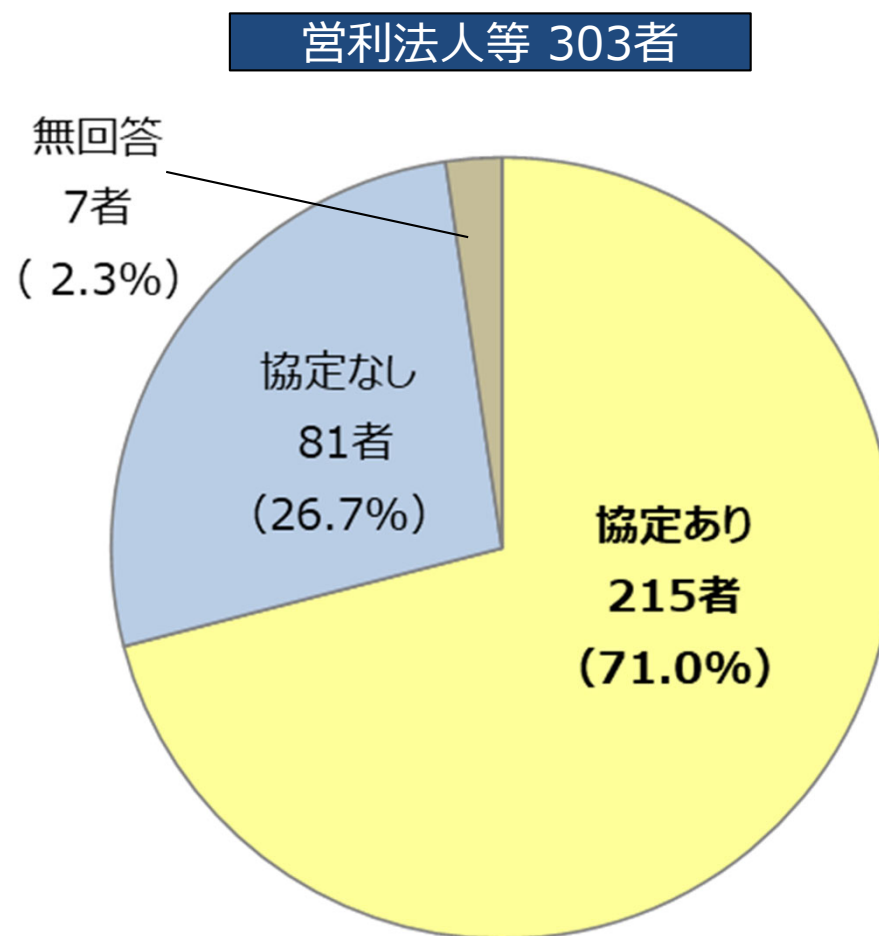


6. 災害時における放送協定の締結状況

➤ 放送事業者は、防災基本計画等により災害情報の伝達体制の整備等が求められており、令和6年度末現在、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者449者のうち、営利法人等は303者であり、その中で、災害時における放送協定を地方公共団体等と締結している者は、215者（71.0%）。

※ 有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者449事業者を対象として任意調査を行ったもの。

※ 災害時に放送事業者が地方公共団体等からの要請を受けた場合、避難勧告、避難指示、避難所情報等の災害情報を当該放送事業者の自主的判断により、通常の放送の形式、内容、時刻等を超えて放送する等の例がある。

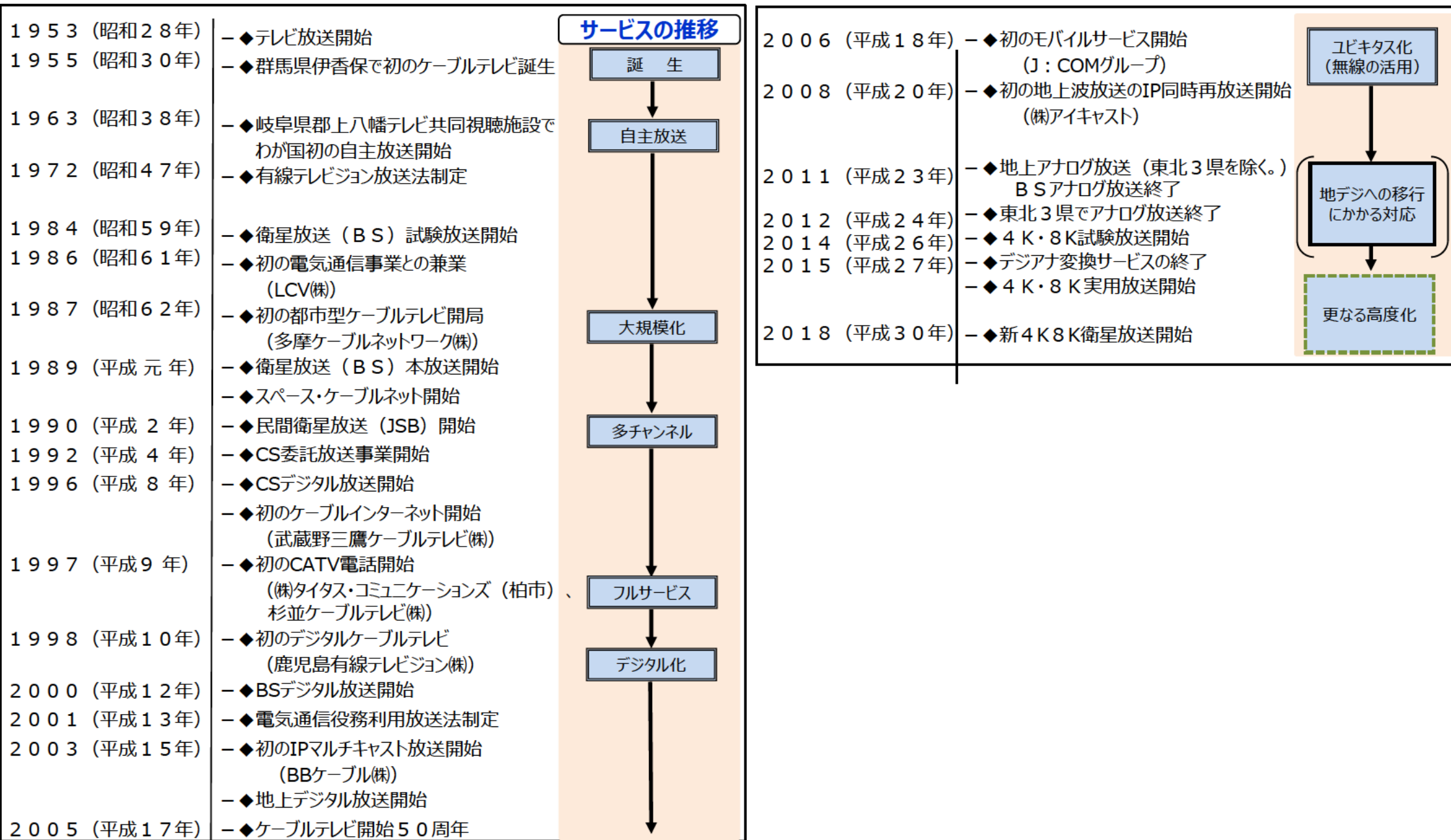


Ⅱ 参考資料

1. ケーブルテレビの変遷

▶ 我が国のケーブルテレビは、発足から70年。

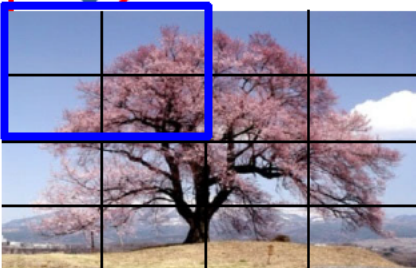
▶ 自主放送、多チャンネル放送に加え、4K8K放送、また、インターネットサービス、モバイルサービスなど通信サービスを提供する事業者も登場。



2. 4K・8Kの概要

(1) 4K・8Kとは

- 地上放送のデジタル移行が完了（2012年3月末）し、放送が完全デジタル化。ハイビジョンの放送インフラが整備。
- 現行ハイビジョンを超える画質（いわゆるスーパーハイビジョン）の映像の規格が標準化（2006年、ITU（国際電気通信連合））。規格は、「4K」「8K」（Kは1000の意。）の二種類（現行ハイビジョンは「2K」）。
- 4Kは現行ハイビジョンの4倍、8Kは同じく16倍の画素数。高精細で立体感、臨場感ある映像が実現。

	解像度	主な画面サイズ	主な実用化状況
2K	 約200万画素 $\left(\begin{array}{l} 1,920 \times 1,080 \\ = 2,073,600 \end{array} \right)$ 約2,000 = 2K	32インチ 	映画・動画配信(VOD)・ 実用放送 (地上・衛星放送等)
4K	2Kの4倍  約830万画素 $\left(\begin{array}{l} 3,840 \times 2,160 \\ = 8,294,400 \end{array} \right)$ 約4,000 = 4K	65インチ 	映画・動画配信(VOD)・ 実用放送（衛星放送等）
8K	2Kの16倍  約3,300万画素 $\left(\begin{array}{l} 7,680 \times 4,320 \\ = 33,177,600 \end{array} \right)$ 約8,000 = 8K	85インチ 	映画・実用放送（衛星 放送）

The diagram illustrates the timeline of 4K and 8K broadcasting in Japan, categorized by platform and year.

Platform	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2020年	2025年頃
衛星	4K・8K BS (右旋) BS (左旋) 110度CS (左旋) 124/128度CS		4K・8K 試験放送 (BS17ch)	4K 試験放送	4K 実用放送 (BS17chを含め、2トラポンを目指す) 4K・8K 実用放送 4K 実用放送	＜目指す姿＞ ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の数多くの中継が4K・8Kで放送されている。 ・全国各地におけるパブリックビューイングにより、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の感動が会場のみでなく全国で共有されている。 ・4K・8K放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで4K・8K番組を楽しんでいる。	＜イメージ＞ ・4K及び8K実用放送のための伝送路として位置付けられたBS左旋及び110度CS左旋において多様な実用放送実現・右旋の受信環境と同程度に左旋の受信環境の整備が進捗
ケーブルテレビ		4K 試験放送 → 4K 実用放送					
IPTV等		4K 試験放送 → 4K 実用放送					
		4K VOD トライアル					
2K							
		4K 試験放送 → 4K 実用放送					
地デジ等	現行の2K放送					継続	

Additional notes from the diagram:

- ※トラポン…トランスポンダ。人工衛星に搭載され、信号の送受信を行う中継器。
- トラポンの追加割当
- 8Kに向けた実験的取組

- 新たに高精細・高機能な放送サービスを求めない者に対しては、そうした機器の買い換えなどの負担を強いることは避ける必要がある
- 高精細・高機能な放送サービスを無理なく段階的に導入することとし、その後、2 K・4 K・8 Kが視聴者のニーズに応じて併存することを前提し、無理のない形で円滑な普及を図ることが適切

(注5) 2020年頃のBS左旋における4 K及び8 K実用放送拡充のうち8 K実用放送拡充については、受信機の普及、技術進展、参入希望等を踏まえ、検討する。

3. 小規模施設特定有線一般放送に関する事務・権限の都道府県への移譲

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の施行に伴う放送法の一部改正により、辺地共聴施設等の小規模な共聴施設により行われる地上テレビジョン放送等の再放送を「小規模施設特定有線一般放送」と規定し、その業務に関する事務・権限について、平成28年4月1日に総務大臣から都道府県知事に移譲。

（1）「小規模施設特定有線一般放送」の要件

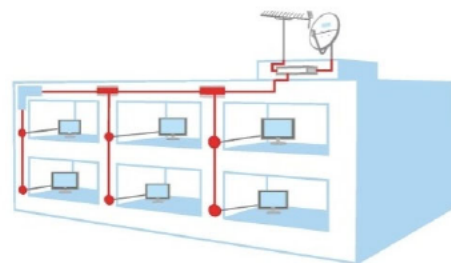
- ① 51端子以上500端子以下の有線放送施設
- ② 基幹放送の同時再放送のみ
- ③ 有料放送、区域外再放送は対象外
- ④ 施設の設置場所及び業務区域が一の都道府県の区域内

ア：辺地共聴施設



放送電波が山や丘陵によって遮られる地域に対し、難視聴解消対策として設置された施設

イ：集合住宅共聴



集合住宅で、放送電波を受信する共同アンテナを屋上に建て、各戸に放送電波を分配するために設置された施設

ウ：受信障害対策共聴施設（ビル陰等）



ビル等の建築物に放送電波が遮られて受信障害が発生している地域において、当該建築物の所有者等により障害対策として設置された施設

（2）移譲した事務・権限（すべて自治事務）

- ・ 業務開始等の届出（放送法第133条第1項、第2項、第134条第2項、第135条第1項、第2項）
- ・ 有線電気通信設備の設置の状況等についての資料要求、業務の状況に関する報告徴収及び立入検査等（放送法第145条第2項、第3項、第4項）
- ・ 業務の停止命令（放送法第174条）、業務に関する資料の提出要求（放送法第175条）

4. 有料放送分野の消費者保護ルールの概要

- 「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）や「情報通信審議会答申」（平成26年12月）を踏まえ、2020年代に向けて、我が国の世界最高水準のICT基盤を更に普及・発展させ、経済活性化・国民生活の向上を実現するため、電気通信事業法、電波法と併せて、放送法の改正を実施（平成27年5月22日公布）。
- 放送法では、有料放送サービスの受信者の保護のため、①書面交付義務、②初期契約解除制度、③不実告知等の禁止、④勧誘継続行為の禁止、⑤代理店に対する指導等の措置について、新たな規定を整備。また、改正放送法の施行に伴う関係政省令等の整備に併せて、提供条件の説明義務の充実を図るため、⑥適合性の原則を導入。（電気通信サービスについても、電気通信事業法等において、これらと同様の改正を措置）
- これらの新たな制度は、平成28年5月21日に施行。また、有料放送サービスの具体的な消費者保護ルールの明確化等を目的にガイドラインを策定。

■ 提供条件の説明義務 （放送法第150条）

有料放送事業者及びその代理店に対し、契約の締結に際し、提供条件の概要の説明を義務付け（平成22年放送法改正により導入）

□ 適合性の原則

（改正放送法施行規則第175条第6項）
有料放送事業者及びその代理店に対し、受信者の知識、経験等に照らして必要な程度及び方法による説明を行うことを義務付け

■ 書面交付義務 （改正放送法第150条の2）

契約の締結後に、個別の契約内容を容易に確認できるよう、有料放送事業者に対し、契約締結書面の交付を義務付け

■ 初期契約解除制度 （改正放送法第150条の3）

料金等が複雑で理解が困難といった特性があるサービスについて、受信者は、契約締結書面受領後等から8日間は、相手方の合意なく契約解除できる制度を導入

■ 苦情等処理義務 （放送法第151条）

有料放送事業者及び有料放送管理事業者に対し、受信者からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理することを義務付け（平成22年放送法改正により導入）

■ 不実告知等の禁止 （改正放送法第151条の2第1号）

有料放送事業者及びその代理店に対し、料金などの受信者の判断に影響を及ぼす重要な事項の不実告知や事実不告知を禁止

■ 勧誘継続行為の禁止 （改正放送法第151条の2第2号）

有料放送事業者及びその代理店に対し、勧誘を受けた者が契約を締結しない旨等の意思を表示した場合、勧誘を継続する行為を禁止

■ 代理店に対する指導等の措置（改正放送法第151条の3）

代理店による契約締結に関する業務が適切に行われるようにするため、有料放送事業者に対し、代理店への指導等の措置を義務付け

5. 放送法制における主な規律の全体像

放送の区分		基幹放送			一般放送		
		特定地上基幹放送	地上基幹放送	- 衛星基幹放送 - 移動受信用地上基幹放送	- 衛星放送（基幹放送以外） - 有線テレビ（501端子以上）	- 有線テレビ（小規模施設特定有線一般放送以外） - 有線ラジオ（小規模施設特定有線一般放送以外） - カバーエリアの小さい一般放送（エリア放送）等	小規模施設特定有線一般放送
周波数割当計画 （基幹放送用割当可能周波数の確保）		○			×		
基幹放送普及計画							
主な規律	放送の業務への参入	参入手続	電波法の免許	認定	登録	届出 （総務大臣）	届出 （都道府県知事）
		過去の法令・命令違反		○	○	×	×
		技術的能力		○	○	×	×
		技術基準（標準方式・安心安全）		○	○	×	×
		経理的基礎		○	×	×	×
		周波数使用基準	×	○※2	×	×	×
		表現の自由享有基準		○	×	×	×
		比較審査		○	×	×	×
		外資規制	1/5（直・間）	1/5（直）	×	×	×
	番組規律	番組準則、字幕、訂正、候補者、内外		○	○	○	×
		再放送		○	○	○	○
		番組基準、番審、番組保存、広告		○	○	×	×
		番審の共同設置の制限		○	○	×	×
		番組調和、種別公表、災害、教育、学校、供給協定制限		○ （番組調和原則と種別の公表は、総合編成のテレビジョン放送のみに適用）	×	×	×
	技術基準の適合維持、重大事故報告			○	○	×	×
	有料放送の約款届出			○	×	×	×
	有料放送の約款届出説明義務等			○	○	○	×
	有線電気通信設備の使用の規律			×	○（有線電気通信設備を用いる場合）		○

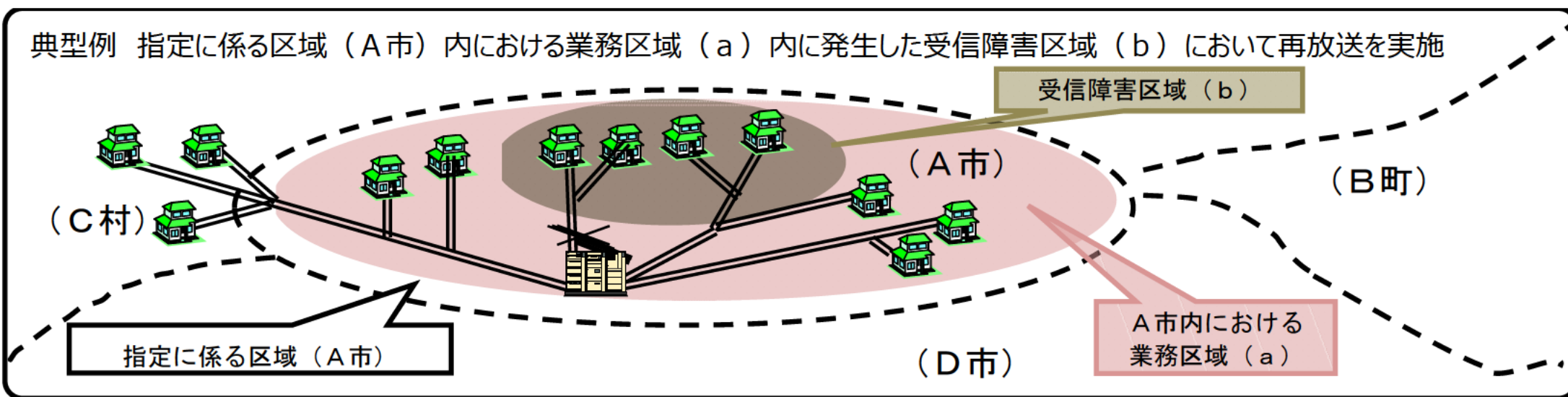
※1：50端子以下の有線テレビ・有線ラジオについては、自主放送を行わない限り、放送法の適用除外 ※2：衛星基幹放送のみ

6. 義務再放送制度の概要

(1) 制度の趣旨

放送法第140条第1項は、同法第126条第1項の規定に基づく登録一般放送事業者であって、市町村の区域を勘案して総務省令で定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者（以下「指定再放送事業者」という。）が、当該登録に係る業務区域内に地上基幹放送(テレビジョン放送)の受信の障害が発生している区域(受信障害区域)において、基幹放送普及計画により放送がされるべきものとされるすべての地上基幹放送(以下「義務再放送」という。)を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をしなければならない旨規定しているところ。

典型例 指定に係る区域（A市）内における業務区域（a）内に発生した受信障害区域（b）において再放送を実施



(2) 指定再放送事業者の義務等

- 指定再放送事業者は、義務再放送を「地上デジタル放送のみの再放送サービス」として提供する努力義務。
- 義務再放送の役務の提供条件に係る契約約款の総務大臣への届出。
- 再放送同意の紛争におけるあっせん・仲裁・裁定の制度について、指定再放送事業者であれば利用可能。

7. ケーブルテレビの品質に関する技術基準

(1) ケーブルテレビの高度化等のための技術基準

策定済の技術基準等	策定期期
デジタル有線テレビジョン放送方式（64QAM）に関する規定の整備 （デジタル化により、多チャンネル化、高品質化等を実現する方式）	平成8年12月
地上デジタル放送（OFDM）パススルー方式に関する規定の整備 （地上デジタル放送の変調方式を変換せずに再放送する方式）	平成12年4月
複数トランスポートストリーム（TS）伝送方式に関する規定の整備 （BSデジタル放送における複数TS伝送方式を、単一TS伝送方式で再放送する方式）	平成12年8月
トランスポートストリーム分割方式に関する規定の整備 （東経110度CSデジタル放送のデジタル放送サービスを再放送する方式）	平成14年7月
地上デジタル放送等の受信設備に関する品質基準（ビット誤り率）の導入	平成15年7月
FTTHなどによるケーブルテレビネットワークの高度化に必要な規定の整備	平成17年12月
BS-IF等パススルー伝送の方式の追加及びケーブルテレビシステムの伝送帯域拡大及び大容量化等に関する規定の整備（H.264, 256QAMの導入等）	平成19年7月
超高精細度テレビジョン放送（4K・8K）の実施に必要な技術的条件に関する規定の整備 （H.265、ITU-T勧告J.382に準拠した方式、複数搬送波伝送方式の導入等）	平成27年3月
IP放送等に関する技術基準（パケット損失率等）の規定の整備	平成31年1月

(2) 民間における標準化作業状況

ア 一般社団法人日本CATV技術協会では、国内のケーブルテレビ業界における民間規格として、上記の技術基準を踏まえ、CATV装置、CATVシステムの測定法等に係る国内標準規格を策定。

イ 一般社団法人日本ケーブルラボでは、システムを共通化し相互接続・相互運用性を確保するため、国内標準規格に沿って、ケーブルテレビ事業者の共通の運用形態を踏まえた国内標準仕様（日本ケーブルラボ仕様）を策定。

8. ケーブルテレビの制度に関する改正状況

➤ ケーブルテレビが地域における中核的情報通信基盤としての発展を可能とするための様々な制度改正等を実施。（平成5年12月以降分を掲載）

- ① **有線テレビジョン放送事業の地元事業者要件の廃止、サービス区域制限の緩和**
 - ・地元事業者要件（地元で活動の基盤を有すること）の廃止により、事業者が広域的に事業展開を行うことを全面的に可能とするよう措置。（平成5年12月）
 - ・審査基準の改正により、市町村の一部区域のみを施設区域とすることが認められる場合を明確化。（平成21年12月）
- ② **外資規制等の緩和・撤廃**
 - ・外資規制について5分の1未満から、3分の1未満に緩和。（平成5年12月）
 - ・外国人役員について、代表権を有せず、かつ、3分の1未満は可。（平成9年1月）
 - ・第一種電気通信事業を兼営するケーブルテレビの外資規制を撤廃。（平成10年2月）
 - ・すべてのケーブルテレビの外資規制及び外国人役員規制を撤廃。（平成11年6月）
- ③ **有線テレビジョン放送施設の設置許可等の申請書等の簡素化等**
 - ・設置許可等に係る手続きの簡素化。（平成5年12月、平成6年12月、平成10年4月）
 - ・審査基準の明確化、標準処理期間の設定等。（平成6年10月）
 - ・標準処理期間の短縮等。（平成15年1月）
- ④ **複数事業計画者間における一本化調整指導の廃止（平成6年9月）**
 - ・競合により事業化が進んでいない地域の事業化の推進。
- ⑤ **ヘッドエンドの共用化（平成9年12月）**
 - ・デジタル化を促進する観点から、複数事業者間のヘッドエンドの共有を可能化。
- ⑥ **電気通信事業者が提供する電気通信設備等の電気通信役務の利用**
 - ・公正有効競争の確保を前提として、ケーブルテレビ事業者による電気通信事業者の加入者系光ファイバ網（F T T H）の利用を容認。（平成10年6月）
- ⑦ **ケーブルテレビ補完型無線システムの実用化**
 - ・ケーブル敷設が事実上不可能な場合に、ケーブルテレビ局がネットワーク構築の補完的な手段として、基地局から各加入者までの伝送に無線システムを利用することを可能化。（平成10年9月）
 - ・災害又は障害時での応急復旧手段として、23GHz帯無線伝送システムを用いるために、従来の固定局に加え陸上移動局での運用を可能化。（平成24年10月）
- ⑧ **合併・分割等の場合の手続の簡素化（平成11年6月、平成13年4月）**
 - ・地位の承継規定を整備し、事業者に合併・分割等があった場合の手続を簡素化。
- ⑨ **電気通信役務利用放送法の施行（平成14年1月）**
- ⑩ **ケーブルテレビネットワークの高度化に対応するため技術基準等を改正**
 - ・F T T Hを用いた有線テレビジョン放送施設に関する規定を整備。（平成17年12月）
 - ・B S - I F等パススルー伝送、その他新たな伝送方式等を用いた有線テレビジョン放送施設に関する規定を整備。（平成19年10月）
- ⑪ **有線役務利用放送に関し有料放送管理業務に係る規律の導入（平成20年4月）**
- ⑫ **放送法等の一部を改正する法律の施行（平成23年6月）**
 - ・放送分野における制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態（有線テレビジョン放送・電気通信役務利用放送等）に対する制度を統合。併せて、放送停止事故の防止等、安全・信頼性を確保し、放送の公共的役割をより十全に発揮させることを可能とする観点から、有線一般放送の放送設備に対する安全・信頼性基準を導入。
- ⑬ **小規模施設特定有線一般放送に関する事務・権限の都道府県への移譲（平成28年4月）**
 - ・辺地共聴施設等の小規模な共聴施設により行われる地上テレビジョン放送等の再放送を「小規模施設特定有線一般放送」と定義し、その業務に関する事務・権限について、総務大臣から都道府県知事に移譲。
- ⑭ **消費者保護ルールの充実・強化（平成28年5月）**
 - ・有料放送分野における消費者保護ルールの更なる充実・強化を図る観点から、新たに①書面交付義務、②初期契約解除制度、③不実告知等及び勧誘継続行為の禁止、④代理店に対する指導等措置義務等の消費者保護ルールを整備。
- ⑮ **安全・信頼性基準についてサイバーセキュリティ確保に関する規定を追加（令和2年3月）**
- ⑯ **個人情報保護法の改正に伴う関連規定の改定（令和4年4月）**
 - ・令和2年及び令和3年の個人情報保護法の改正（施行は令和4年4月1日）により、放送の公共性及びデジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の保護と利活用のバランスを確保する観点から、放送分野における個人情報保護ガイドラインの改定を実施。

【発行】令和7年10月発行

総務省 情報流通行政局 放送業務課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館

（本書に関する問合せ）

電話番号 **03-5253-5809**

総務省ホームページ <https://www.soumu.go.jp/>